

## 職員に対する退職手当の過少支給について

平成29年度から令和5年度に退職した岡山市立学校園、市長事務部局の職員の一部(134名)について、退職手当を本来支給すべき金額よりも少なく支給していることが判明したため、支払いを行います。

### 1 概要

退職手当は、退職日以前に退職時の給料月額よりも高い給料月額を支給されていた場合には高い方の給料月額も勘案して算定するよう「岡山市職員退職手当支給条例」で規定されていますが、誤って、退職時の給料月額のみで退職手当を算定したことで、過少支給となっている事例が判明したものです。

#### ○過少支給となった原因の例

- ・退職時以前に一定期間特別支援学級を担当し、その期間給料の調整額が支給されていた場合
- ・給料表の異なる部署への異動

(本庁から学校への異動、こども園から本庁への異動、幼稚園からこども園への異動 など)

### 2 対応方針

未支給となっている退職手当(退職日から5年を経過した時効到来分については損害賠償金としての支払い)と遅延損害金をあわせて支払います。

該当する元職員に対しては既に電話・文書等で全員に連絡がとれており、現在、支払いに向けた手続きを進めています。なお、支払い予定日は、損害賠償金が50万円以下の方は3/12(水)、50万円を超える方は、4月末頃を予定しています。

### 3 差額支給対象者数及び差額支給額等

	岡山市立学校園	市長事務部局
支給対象者数	124人	10人
退職手当の差額支給 (うち時効到来分[損害賠償金])	40,325,555円 (8,854,001円)	2,262,705円 (102,180円)
遅延損害金 (令和2年3月31日までの退職者:年5% 令和2年4月1日からの退職者:年3%)	5,788,913円	156,106円
合計	46,114,468円	2,418,811円

※遅延損害金は支払い予定日時点で計算

#### 4 再発防止策

---

関係する条例や規程について、最新の動向や事例も含め十分に確認し、特に留意すべき事項についてはマニュアルへ記載するとともに、改めて複数人でのチェックを徹底する等、再発防止に努めてまいります。

##### 【問い合わせ先】

岡山市教育委員会事務局	教職員課	高井・難波	直通086-803-1563	内線3817
岡山市人事課		宮本・高山	直通086-803-1090	内線3420